

eラーニングシステム導入業務等受託事業者選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 eラーニングシステムの導入業務及び運用保守業務の受託事業者の選考を、公平かつ適正に実施するため、eラーニングシステム導入業務等受託事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 受託業務の受託事業者の選考に係る選考方法及び選考基準を策定すること。
- (2) 受託事業の提案をした者が提出した書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職員を委員として組織する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、総務部人材育成担当課長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(代理等)

第6条 委員は、会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

- 2 前項の代理人は、会議において委員の権限を有し、その出席は、委員の出席とみなす。

(評価部会)

第7条 委員会に、第2条第2号の規定による審査のための評価を行うため、評価部会を置く。

- 2 評価部会は、部会員8人以内をもって組織する。
- 3 評価部会の部会員は、委員長の指名する職員をもって充てる。

(部会長等)

第8条 評価部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員長が指名した職員をもって充てる。

3 第4条第3項及び第5条の規定は、部会長の職務及び評価部会の会議について準用する。

4 部会長は、評価部会において評価を行った事項を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会及び評価部会の庶務は、総務部人事課において行う。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

経営企画部デジタル・ガバメント推進室長	総務部人事課長	同人材育成 担当課長	上下水道局経営部総務課長	消防局総務課長
---------------------	---------	---------------	--------------	---------